

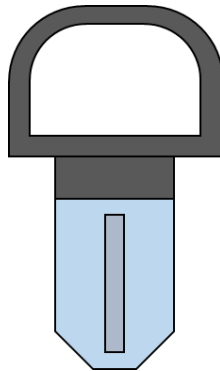
✦ 貨物概要

自動車用のシート（座席）に取り付け、リクライニング装置を操作する際のレバーの部品として使用するプラスチック製の成型品で、引っ張るための環状の持ち手を有する。他の部品と組み合わされてリクライニング装置となる。

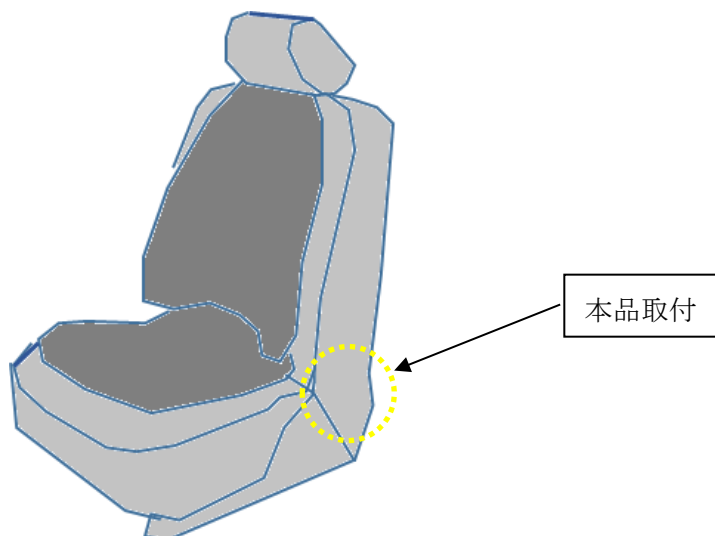
サイズ：（縦）約 12 cm、（横）約 3 cm

イラスト（※簡略図）

本 品



取付箇所



分類

関税率表第 3926.30 号（統計番号 3926.30-000）のプラスチック製の家具用又は車体用の取付具

分類理由

本品は、自動車用のシートの背もたれと座面の結合部付近（イラスト参照）に取り付け、リクライニング装置を操作する際のレバーの部品として使用するプラスチック製の成型品です。

本品は、自動車用のシートに取り付けるのに適した形状（自動車用の腰掛けの部分品として適合）を有しており、自動車用シートに用いるように特に製造したものと認められますが、関税率表第 15 部注 2 のはん用性の部分品（第 83.02 項の卑金属製の取付具）に類するプラスチック製の取付具であることから、同表第 39.26 項の規定及び同表解説第 39.26 項の記載により、同項に分類されます。

なお、本品は、同表第 94 類注 1（d）の規定により、腰掛けの部分品として同表第 94.01 項には分類されません。また同様に、同表第 17 部注 2（b）の規定により、自動車の部分品として同表第 87.08 項には分類されません。

号の決定については、車体用の取付具として、上記のとおり分類されます。

（参考）

関税率表第 94 類注 1（d）

1 この類には、次の物品を含まない。

(d) 第 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品（第 15 部参照）、プラスチック製のこれに類する物品（第 39 類参照）及び第 83.03 項の金庫

関税率表第 17 部注 2（b）

2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品（この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。）を含まない。

(b) 第 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品（第 15 部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第 39 類参照）



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）